共同生活援助における感染症発生時の業務継続計画 (BCP)

一般社団法人 Wanna be 介護サービス包括型障害者グループホーム Wanna be 那加

## ~法人の目的~

利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排泄、食事の介助、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。

また関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適宜且つきめの細やかな共同生活援助サービスの提供を行います。

### <1. 平時からの備え>

#### 1.1 体制の構築と整備

- BCP 委員会を設置し、BCP の策定・改定・運用・評価をおこなう
- BCP 委員会のメンバーは、施設長、管理者、看護師、介護職員、事務職員などから構成する
- BCP 委員会は、定期的に会議を開催し、BCP の見直しや研修・訓練の実施をおこなう
- BCP 委員会は、感染症の発生状況や対策に関する情報を収集し、関係者に周知する
- BCP 委員会は、保健所や地域の医療機関、他の障害福祉サービス事業者などとの連携体制を確立する

## 1.2 感染症防止に向けた取り組みの実施

- 利用者や職員の健康状態の把握と管理を徹底する
- 利用者や職員に対して、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケットなどの感染予防の徹底を呼びかける
- 施設内の換気・清掃・消毒を定期的におこなう
- 利用者や職員の密集・密接・密閉を避けるための工夫をおこなう
- 利用者や職員に対して、発熱や咳などの症状がある場合は、無理に出勤・通所しないように指導する
- 利用者や職員に対して、感染症の予防接種を受けるように勧める

# 1.3 防護具や消毒等の備蓄品の確保

- マスク、手袋、ゴーグル、ガウン、フェイスシールドなどの防護具を備蓄する
- アルコール消毒液、次亜塩素酸水、漂白剤などの消毒用品を備蓄する
- 体温計、脈拍計、血圧計などの検査用具を備蓄する
- 備蓄品の在庫管理と補充を定期的におこなう
- 備蓄品の使用方法や処分方法を職員に周知する

## <2. 初動対応>

### 2.1 感染疑い者が発生したときの報告先や報告方法

- 感染疑い者が発生した場合は、速やかに施設長に報告する
- 施設長は、保健所に連絡し、感染疑い者の状況や対応策について相談する
- 施設長は、感染疑い者の家族や関係者に連絡し、状況や対応策について説明する
- 施設長は、BCP 委員会を招集し、感染疑い者の対応や感染拡大防止のための措置を決定する

- 施設長は、職員や利用者に対して、感染疑い者の発生と対応策について周知する

## 2.2 感染疑い者への対応

- 感染疑い者は、他の利用者や職員との接触を避けるために、別室に隔離する
- 感染疑い者は、マスクを着用し、咳エチケットを守る
- 感染疑い者の体温や症状の経過を記録する
- 感染疑い者に対
- 感染疑い者に対応する職員は、防護具を着用し、接触時間を最小限にする
- 感染疑い者の検査や医療機関への搬送については、保健所の指示に従う
- 感染疑い者の利用した物品や空間は、消毒・清拭を徹底する

## 2.3 消毒・清拭の実施

- 感染疑い者が利用した物品や空間は、次亜塩素酸水やアルコール消毒液などで消毒・清拭する
- 消毒・清拭する職員は、防護具を着用し、手袋やマスクなどは使用後に適切に処分する
- 消毒・清拭後は、換気を十分におこなう

#### 2.4 検査の実施

- 感染疑い者に対して、PCR 検査や抗原検査などの検査を実施する
- 検査は、保健所や地域の医療機関と連携しておこなう
- 検査結果は、速やかに施設長に報告し、関係者に周知する

# < 3. 感染拡大防止体制の確立>

#### 3.1 保健所との連携

- 感染疑い者や感染者が発生した場合は、保健所に連絡し、対応策や指示に従う
- 保健所からの情報提供や調査協力に応じる
- 保健所からの感染拡大防止のための措置(休業や利用者の制限など)に従う

# 3.2 濃厚接触者への対応

- 感染疑い者や感染者と濃厚接触したと判断される利用者や職員は、保健所の指示に従って自宅待機や 検査をおこなう
- 濃厚接触者の状況や対応策について、家族や関係者に連絡し、説明する
- 濃厚接触者の利用した物品や空間は、消毒・清拭を徹底する

#### 3.3 関係者との情報共有

- 感染疑い者や感染者の発生や対応策について、利用者や職員、家族や関係者に適切に周知する

- 情報共有の方法は、電話やメール、ホームページなどを活用する
- 情報共有の際は、個人情報の保護やプライバシーの配慮をおこなう

# 3.4 職員の確保

- 感染症の発生により職員の出勤が困難になった場合は、以下の対策をおこなう
  - 業務の優先順位を見直し、必要最低限の業務に絞る
  - 職員のシフトや勤務時間を調整し、負担を分散する
  - 在宅勤務やテレワークなどの柔軟な働き方を導入する
  - 他の施設や事業所との協力や応援要請をおこなう
  - 派遣やパートなどの非常勤職員の活用を検討する
  - ボランティアや地域の支援者の協力を求める

2024 年 3 月 10 日 作成 2025 年 1 月 改訂